

案を成案を得て提出されたという建前から、抜本的に、科学技術庁として技術振興のために必要なアイデアと申しますか、そういったものを遂行するための機構としてではないように受け取れたのでありまして、この点をもう少し私どもの心配をする点を明快に一つ説明していただきながら、科学技術の振興については目的を達せられるのだという、そういう保障を実は長官からお聞きしたい、かように思いますので、この点再度御質問申し上げたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私がこの前申し上げましたのは、短期的な計画と、それから長期的な構想とを申し上げたわけでございます。短期的な構想といたしましては、現実問題といたしまして、三十五年度予算等に盛った内容を中心に展開するわけでございます。これは昨年の科学技術会議の答申に盛られた内容を、大体そのまま予算に盛ったわけでございます。しかし、この短期的な計画を実現する上につきましても、やはり今までの官庁の慣性というものがございまして、必ずしも有機的に現在の大学及び官庁あるいは民間研究所というものが結合して、一体になって研究なり、技術を促進するという点がうまくいっているかという点、必ずしも私はそうとは思えないのであります。これらの日本にある人材を、いかにして提擡させて、大きな目的に向かって前進させていくかということが、私に課せられた大きな任務でございます。この点については、ゆつくり腰を落ちつけまして、着々打開していくつもりであります。一番大事なことは、何といつても人間

でございますから、各方面の人たちが気持よく大乗の見地に立つて協力するということチーム・ワークを作ることだと思ひます。そういう点からいいますと、一番私に日本の貧困さを悩んでおりますものは、研究のリーダーが、戦前のような人がいないことである。戦前には、大河内さんとか、仁科さんというりっぱな方がございまして、若い者を激励して、今度はこっちの方へいったらどうだ、今度はあの辺をやったらどうだといつて鼓舞激励して、方向を指示して、いいアドバイスをしてくれた人があつたと思うのであります。戦後はそういう方が非常に少なくなりました。そういう人がいるかいないかということに、よつて研究の進度、それから深さというものは非常に違つてくると思ひます。いかにしてそういう人材を民間の力で育て上げていくかということが、やはり一つの大きな課題であると思ひます。科学技術振興財団を作りましたのは、そういうバックグラウンドとしても作り、そういう人がもし出てきた場合には、十分それを活用していただくという意図もあつて、作つたのであります。人材の面がそういう面でおくれているという感じがいたします。

それから長期的な構想といたしましては、これは十カ年計画を今練つておりました。それによつて根本的な体制を確立したいと思つておりますが、いろいろ科学技術政策を推進するという考えから、歴代の内閣においていろいろな政策を取り上げて参りました。たとえば科学技術会議を作つたり、あるいは科学技術庁を作つたり、あるいは原子力委員会を設置したり、あるいは

衆議院には科学技術特別委員会というものもできておりますが、機制的には一応やや整備している感があります。しかし、これは実際エンジンに火がついて強力に動いていないかというところ、まだそこまではいっていないように思ひます。官庁が日が浅いということもございまして、やはり農林省とか通産省とかいう昔からの伝統のある官庁といふものは力もございまして、新しくできた総合企画官庁といふものは、そういう点では力はなく、根が生えにくい点もあるわけです。一つの問題を申し上げますと、特許という問題がございまして、発明や科学技術を推進していく一つのツールは特許にあるわけですが、しかし、特許行政といふものが、うまくいっているかといふ点、必ずしもうまくいっていない。大抵二年くらいかかりまして、二年くらいかかるというところは、それだけ停滞しているというところに実際はなるわけでありまして、これをいかに打開するかということ、科学技術会議で今検討しておるのでございますが、これは通産省が今主管になってゐる。私は科学技術庁を作るときは、実は特許行政も科学技術庁でやるべきだ。というのは、特許の中には医者の特許もあれば、農薬の特許もあれば、工業技術関係の特許もあるわけですから、総合官庁である科学技術庁がやるのが適当である、こう考えたんですが、しかし、当時は通産、商工関係の委員の頑強な考え方がありまして、それをあえて特許行政まで改革しようとする、科学技術庁設置法自体が通らないという状況でありましたので、やむを得ず、涙をのんで、これは通産省に置いてあるわけでございます。

す。しかし、現状はどうであるかというところ、審査官を多少ふやしたくらいで、それほど著しい前進があるとは考えられません。そういう観点からいたしまして、ごく一例でございますが、改革すべき点があるように思ひます。長期的には、要するに今までの官庁の編成、政府機構の組織といふものが、どつちかといへば、政府はあまりよけいめんどみなくともいい。いわゆる必要悪的存在といひますか、官庁といふものはあまり民間なんかに乗りに出さないで、まあ大過なきを期して、事を荒立てないで、民間から何だかんだと言つてきたら、めんどみてる程度のものでございまして、いわゆる夜警國家的思想といひますか、そういう考え方でできてゐるわけです。しかし、科学技術のようない問題は、そういう立場ではなくて、むしろ政府が先に乗りに出てきて、あるときには叱咤激励もするし、あるときには補助金もやるし、むしろ政府の方が積極的に誘導しながら、国策を進めていく立場に日本はあるのじゃないかと思ひます。しかし、国の行政全体はそういう調子ではない。で、科学技術だけがそういうふうな持つていこうと思つても、なかなか動くものではないのでございまして。そういう点からいたしまして、今までの明治以来流れてきてゐる国の行政の中で、特に推進を要するものを、どういふ科学技術行政といふものを、どういふふうな改革していくかというところは、政府構造の基本に関する問題にもなりまして、そういう問題も、こ二十年計画の中に取上げて、次第に順序を追つて解決していかなければならぬ、そういうふうな考えておるわけでございます。

○横川正市君 説明を聞いて、それで納得のできる点というのを私どもが羅列すれば、あなたの意欲的なファイトだけは納得できるわけなんです、が、はたしてそれだけで實際の目的を達せられるかといへば、そうではなしに、いろいろな支障があなたの説明の中にもあつちにもこつちにも出てくるわけでありまして、その中の一つで私は、科学技術庁が科学技術の振興に特段の努力をしようとしている気持、それはとりもなおさず、他の行政官庁には見られない積極的な性格を持たなければならぬという科学技術庁の特殊性なんだらう、こゝろに言われている点で、大体私どもも理解はできているわけでありまして、それはそれなりに、たとえば、今度のこの宇宙科学のあり方なんかについても、新聞の論調を見ますと、あなたの意見と必ずしも学者間の意見が一致しておらないというのか、あるいは、学者間はあるものの、科学技術庁としてのファイトのある行政上の行き方に対してきつめて批判的であるとか、こゝろがところが、これは私は、第一には機構上の問題からくる問題、第二には、人材をいかにして得るかという問題、第三には、いかに英知、頭脳を動員するかという、この科学技術の振興のための三つの問題としてそのいずれもがどうも欠けておるような気がするわけなんです。ですから、機構では先ほどあなたが言つたように、もう少し各省のセクト感がなければならぬ、私はやはりもつとつきりした形で、しつとである私たちに、この機構ならばまあやれるんじゃないか、この機構なら程度のもので出

な。しかし、現状はどうであるかというところ、審査官を多少ふやしたくらいで、それほど著しい前進があるとは考えられません。そういう観点からいたしまして、ごく一例でございますが、改革すべき点があるように思ひます。長期的には、要するに今までの官庁の編成、政府機構の組織といふものが、どつちかといへば、政府はあまりよけいめんどみなくともいい。いわゆる必要悪的存在といひますか、官庁といふものはあまり民間なんかに乗りに出さないで、まあ大過なきを期して、事を荒立てないで、民間から何だかんだと言つてきたら、めんどみてる程度のものでございまして、いわゆる夜警國家的思想といひますか、そういう考え方でできてゐるわけです。しかし、科学技術のようない問題は、そういう立場ではなくて、むしろ政府が先に乗りに出てきて、あるときには叱咤激励もするし、あるときには補助金もやるし、むしろ政府の方が積極的に誘導しながら、国策を進めていく立場に日本はあるのじゃないかと思ひます。しかし、国の行政全体はそういう調子ではない。で、科学技術だけがそういうふうな持つていこうと思つても、なかなか動くものではないのでございまして。そういう点からいたしまして、今までの明治以来流れてきてゐる国の行政の中で、特に推進を要するものを、どういふ科学技術行政といふものを、どういふふうな改革していくかというところは、政府構造の基本に関する問題にもなりまして、そういう問題も、こ二十年計画の中に取上げて、次第に順序を追つて解決していかなければならぬ、そういうふうな考えておるわけでございます。

てきていいのではないだろうか。それから第二には、人材の問題ですが、人材の問題も、これは当面は一つの方法としては、たとえばだれかが有能な経験と知識を持って何らかのものを発見すると、それを理論的に裏づけられ、ものを広くこれを宣伝せしめて、それが大きな効果を得るような、そういう構想をとる。しかし、現代では私はそういうことではなしに、各国の実情を見ると、理論的に研究というものが進んでいて、それに対して裏づけとして新しい物質やその他が、理論の結果として生まれてくる、それがその国の国力やら人類の発展に貢献をしているというふうに、古い時代と新しい時代とは変わってきているのです。それに合わせて人材の登用というのは、実際上のケースに従って作られてきている。それからまあ、その国では協力関係を見ますと、もちろんソ連なんかの場合には、これは国がやっているのではありません、しかもすべてを動員できる体制下にある、まあ全体主義的な機構でありますから、これはまあ一目置くといまして、民主的な国でも、アメリカにしてもフランスにいたしましても、この国では相当私は積極的な学者の協力というものがあつたんじゃないか、こういうふうに言われておるのであります。日本の場合にはその三つがいずれもどうも感心できないような状態ではないかと私は判断をするわけでありまして、長官としては、この点どのように御判断になっておられるか。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、宇宙開発につきまして学者とわれわれの間に、そこがあるのではないかという点でございますが、そういう事実はないと思ひつております。新聞に出ましたのは、一部の議論が出ておるのであります。直接、宇宙関係の仕事に携わっておられる責任者である学者の皆さん方は、天文関係の宮地さんにして、あるいはロケット関係の糸川さんにして、あるいは天文学の一部の如中さんの関係にいたしましても、あるいは燃料関係のいろいろな先生がおいでになります。山崎さんとか、それから電波関係の青野氏や、そのほか、直接責任者としてそれぞれの部門を担当していらっしゃる方は、こちらの意図もよくのみに込めておられますし、われわれのやっていることもよく知っておられますので、われわれと一体になって今進んでおります。ただ、そういうところまでタッチしていただけない学生の諸君の一部とか、あるいは大学の教職員の助手クラスとか、そういう人たちは、タッチしておらないわけでありまして、観念論をもつてわれわれの態度を推断しておる議論が非常に多いのです。新聞に出た要点というものは、大体そういうものが出ているので、大体、賛成論というものは新聞に出ないで、反対論が出るというものが、新聞の通例だと思つておられます。そういう性格が非常にあります。それに、従つて学者の、そういう責任を持つていらっしゃる方々といわれの間に、そこがあるとは思つておりません。

それから日本の学者と政府あるいは民間会社との協力の問題であります。これが十分にいかないことは非常に遺憾であります。私たちがその事実を認めざるを得ません。しかし、大部分の学者は非常によくこれは協力しておられるのです。特に大学の工学部関係、あるいは化学、ケミストをやっておられる方々、この方々は、あるいは高分子にいたしましても、あるいは機械の問題にいたしましても、あるいは人工内臓の問題にいたしましても、非常に提携をしておられまして、陰にひたひたになつて日本の技術力向上のために努力して下さつております。ただ一部の物理学者、素粒子グループとか称せられる人々とか、一部のそういう現実の政策にタッチしておられないで、紙と鉛筆で数学計算をやっておられる、端的に申し上げれば、そういう方々は割合にそういう俗世間的なものと交渉がありません。で、われわれから見ると、やや迂遠な議論をなさつておられるように思ひます。しかし、それはごく少数でございます。まして、われわれとよく話し合つていただければ御理解がいただけるものだと思つております。

○横川正市君 この問題に関する限りは、私はあまり、何といひますか、思想的な背景からものを言われて、それをいれるとかいれないとかいうような、そういう問題は起きてこないのではないかと、そういうふうに思つておるのであります。ただ、それは学理的に私は対立して行く関係というものは想定できるわけでありまして、そこでたまに長官の私的な性格やその他思想的な背景は別問題といたしまして、少なくとも新聞の論調が反対的な問題だけが取り上げられておるのだという、ものの見方にも実は私はあまりなるほどと云うべきでない一面が、いふんあると思うのです。もちろん、新聞が人を殺したり、有名にもするような時代でありますから、そういう面でのいろいろな作用については、私も警戒しなければならぬ問題はあると思ひますけれども、この学術関係では私も私は率直に受け入れていいのではないかと、ちよつとした簡単なヒントが、大家ではなくして、一介の書生つばの中からも生まれてくるという実例もたくさんあるわけでありまして、大家の意見がどうだこうだということだけを振り回して、それで日本の科学技術の振興にすべての知識を動員したのだという言い方は、いささか当たらないと思ひます。そういう面から私どもとして心配するのは、今も言つておられるような批判的な問題が出てくる。それならその大なる問題としては、糸川さんを中心としたロケットの開発、製造という問題だけが非常に先行するのじゃないか。言いかえしますと、ここにはいささかやへり平和的な利用関係を遂行しようとする人たちは、一面ではどうもこれは国策に沿わない人間のような格好で排除されてしまつて、そうして長官の人となりや思想やら、現在ある立場やら、言いかえれば中曾根という長官に最もマッチしたロケット開発というやつが、どうも一番重要視をされ、しかもそこに非常にたくさんのお金が使われるのではないかと、こういう疑問も私はあるんじゃないかと思ひます。ですからこれは長官としては、いかようにも自分というものは他に科学技術振興という面からは、私を離れておそれる目的のために努力をされておられるのでありまして、かくのごときいろいろな世論の中に批判的

なものがあるのじゃないかという点について、これをどう今後克服して、少なくとも私どもはいささか心配している点では、総力をはたしてあげられるか、たとえば共産主義的な思想を持っている技術者であつて、きわめて有能な、たとえば書生つばがおつた。それはどうも技術より先に思想が目につくつて、技術の振興に取り上げていかないというふうな偏見がないか、しかも、それは一面には平和利用という問題を強く取り上げている場合には、極端にそれが技術振興に現われてくる、こういうことはないか、こういう心配を私どもはしているわけなのであります。その点をもう少し明確に一つしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) まず、ロケットの問題でございますが、前にもちよつと御説明申し上げましたが、前に、ロケットというものは、私はやはり非常に重要なものだと思ひます。南極へ観測に行つておられますが、あれは南極へ行つて宇宙を調べようという意味で実は行つたのでございまして。しかし、ロケットが空高く飛びまして貴重なデータをロケットが持つてくる今日、南極へ行く必要はもうないのです。今南極へ行くのは何をやっているかといふと、南極という場所の地理や構造を調べるという意味しかないのです。電離層とか、あるいはそのほかの宇宙線の問題とかその他というのは、六十キロ、百キロ、三百キロという高いロケットを打ち上げることによつて、南極まで行かなくても、もつと貴重なデータが取れるという状況に

なっておりますのであります。従つて南極観測という意味が初めとは非常に変わつて参りました。学者の皆さんもそのことを自覚しておられるのであります。そうすると、日本が世界で誇つておつた電離層の研究、あるいは地磁気の研究、あるいは宇宙線の研究ということは、ロケット発達以前は非常に優位であつたわけでありました。しかし、ロケットが発達してきますと、日本には学問研究の道具が非常に落ちて衰えているわけでありまして、その優位性がぐつがえつて参りました。アメリカやソ連がぐんぐんに伸びておるわけでありまして、人工衛星一つ飛ばしただけでも、非常にこれは資料を握つてしまひます。また、アメリカではパンアレン帯という宇宙構造の未知の世界を発見をしたというのも、人工衛星の力でありまして、そういう面からいひましたら、これからロケットでないし、天文関係、宇宙関係の学問を発達させるためにも、その学問の道具であるロケットというものは非常に重要なのです。そういう意味で東大生産研で開発して参りましたカッパーというものは、非常に安上がりであるし、性能が非常によいし、効率が非常にいい、そういうことで国際的にもかなり評価されて世界が注目しておるのであります。そういう日本人が管々として開発して外国の注目しておるようなものをさらに前進させるということは、学問研究の上にも非常に私は意味があると思うのであります。これが日本の今までの電離層や宇宙線やそのほかのいわゆる天体、地球等に関する学問の優位性を保持していくために、ますます

必要であると思つております。それが第一。それと同時に、羽田の飛行場を見ましても、プロペラの飛行機は、すでにジェット機のアメリカーやB O A Cに取られてしまひましてお客がなくなつていくという現実がある。この次、ジェット機の次はロケット機であります。そういう面からいひましたら、平和利用のためにもロケットを開発しておくということは、次の時代にわれわれの子孫が幸福を得るために、非常に大事なわれわれの今日の責任であるように思つております。あるいはロケットを開発いたしました結果、気象観測に非常にいいデータが出て参つております。アメリカではハリケーン観測のためにロケットを打ち上げて、ハリケーンの位置や構造を非常に正確につかまえておられますが、この方向はさらに進められると思ひます。あるいは気象衛星を、この間アメリカがタイロスというものを打ち上げましたが、これによつて雲の分布状態がわかれれば、おそらく三カ月くらい前の気象の長期観測が非常に正確になつてくる。そうするとことしの麦はどういう種類の麦を植えたらいいか、そういうこともすぐ出てくるわけでありまして、これは非常なる利益を国民に与えてくるわけでありまして。そういう次に出てくるいろいろなものを考えてみますと、その手段であるロケットというのは、われわれはやはり無視してはならないと思つております。しかし、要はほかのものとバランスがとれていくかどうかということでありまして。そういう観点にはよくわれわれは注意をいたしまして、たとえば東大生産研に今度三十五年度に割り当てられた予算

は一億六千万円でございますが、ロケット開発費はその中の九千万円で、七千万円は物理やその他計測、通信関係の費用に回つておるのであります。この比率を見ましても、決してロケット偏重とは言ひ得ないものであります。その点われわれも大いに注意をいたしまして、こういう考えでわれわれは進んでおるのでございますが、しかし、われわれも万端ではございません。学者の有益な御意見は虚心たんかきに承つて、われわれに改める必要があるところがあれば、ちゅうちょなく改めて参るつもりであります。学者の政治的背景がどうであるかということよりは、私はその学者のその学問に關して言つていくことが、はたして科学的であるか科学的でないか、貴重であるか貴重でないか、そういう点に重点を入れたら、その考えを受け入れるべきであるか、受け入れるべきでないかという判定基準にして参るつもりであります。

○横川正市君 その点でちよつと私資料を要求するが、ここでちよつと具体的なものは事務局の方で説明ができればお伺いしたいと思つておりますが、そういう心配があるから、私もとしてはこの点を心配のないように国民の皆さんに教えていただきたいというところで質問しておるわけでありまして、どうか科学技術庁の研究をされております種目と、それからそれに要する予算の配分といひますか、そういうことがわかれば、一つこの際説明していただきたいと思ひますが、もし今すぐできない場合はあとで資料として出していただければ幸ひだと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) われわれの考えておりますのは、研究者の待遇改善ということでございます。そこで、具体的に国立研究所、あるいは大学の教授という方々が、給与面の事情その他の事情から、ほとんど民間会社に引っぱられて、非常に手薄になつていく。これを何とか打開しなければならぬ立場にあるのであります。しかし、国立研究所のそういう研究者は公務員でもありますので、ほかの方との振り合ひも考えなければなりません。そこで、考えておりますのは、そういう政府関係機関の研究者については、研究職手当という制度を作つて、たとえば、学会へ行く費用とか、あるいは図書を購入する費用とか、自分の研究論文を英訳して外国に送る費用とか、あるいは研究討論会を同じグループでやる費用とか、そういう費用を手当として出したい。基本給で差別をつけますと、ちよつと問題もございまして、研究職手当ということで特にめんどろを見るようにしたいと思つておるわけでありまして。このことは、人事院の方にもそういう申し入れをしております。

それから大学の教授につきましても、戦争前の格づけと非常に今落ちております。前にも申し上げましたが、たとえば東大の総長あたりは、大審院長と同じくらいの給料を取つておつたのが、今日は地方裁判所の中堅クラスの判事の給料くらいしか取つておらない。あとは全部右へならえて、下がつております。これをせめて検事並みに上げたいというのが、われわれが次に目ざしておるところであります。そういういたしますと、おそらく年間四、五十億の予算が要るかもしれません。しかし、それぐらいのことはしなければ、次の時代のためにゆゆしいことになると思ひます。われわれは思ひまして、その点について努力をいたしたいと思つております。

○横川正市君 それでは、三十五年度予算の実施の中で出し得る費用とすれ

ば、たとえば、個人の研究その他についてプリントをするとか、あるいは助手に対して手当を出したとかいうようなものが、今度は雑費か何かの形式で払われてくると、こういうことであつて、一般の給与については、この際は人事院の勧告その他待ちだと、こういうことになるわけでありませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 研究職につきましては、今度七割アップになっております。一般の公務員は四割アップになっております。従つて、三割優遇されたということになっておりますが、それでもまだ開きは、民間等と比べますと大きいものでございませうから、さらに研究職手当という形でふやしていく、こういう考えでおるわけでありませう。

○横川正市君 次に、今の言葉の中にもあつたやうであります、大伴民間の研究所に優秀な人たちが行つてしまつて、こういう問題を指をくわえて見ているわけではないのだと思つておるわけでありませう、これらの民間の研究所等との協力といひますか、お互いにセクトを離れて、目的のために一つ協力し合つと、こういうような関係では、何らかの方針か、あるいは手を打っているという具体的な問題があれば、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは大伴、各学会々々におきまして、自発的にみんな協力しておるものであります。特に工科系統では、たとえば冶金の方では、鉄鋼会社や冶金会社と連絡して、大伴教子さんがみなな会社に行つて技師をやつておるものでありますから、そこへ行つたり来たりしておる。あるいは

東大あたりでは、生産技術研究所に十トンくらいの大きな溶鉱炉を作りまして、ここに、東大だけでなくて、地方の国立大学の若い学生を約三十人ぐらゐ、二月月か一月月ぐらゐの割合で合宿いたしまして、そうして製鉄全部の過程をやらしておる、職工と同じ仕事をやらしておるわけでありませう。それで訓練すると同時に、技術の練度の向上とか、学理的研究をやつておるという状況でありまして、そういうことについては、割合工学部系統の仕事といふものは協力が非常にうまくいつていと思ひます。それから化学関係では、たとえば繊維の関係につきましても、いろいろな繊維会社がございませうが、その繊維会社はほとんど有力な研究所を持つております。その有力な研究所に対して、大学は非常にアドバイスをやつておるわけでありませう、それから何となくいろいろな関係で連絡がついておるやうであります。一応はそういう形でできておるのであります。

けれども、何と申しますか、日本の大学の全体の空気といふものが、非常に象牙の塔にこもつて、民間のそういうものと協力したり、交渉したりするのは、俗っぽいことで、高貴な大学の先生はやるべきことではないという空気が、明治以来現れておるわけでありませう。そういうものが理科系、物理系に非常にまだ強いわけでありませう。しかし、実際仕事をやつておる工科系は、そういうものをある程度克服しておるわけでありませう。そこで私は、そういうアカデミックな考え方も非常に貴重でございますが、やはり時代がこういふふうに進んで、新しい大きな開発をやらうといふときには、大きな人類

全体の目的のために、官民一体となつて協力していくべきものだと思ひます。明治時代のように、あるいはエディソンが一人で蓄音器を発明すれば、それは新しい発明ができた、フォードが自動車を発明すれば、一人でそういう新しい発明ができたという時代ではなくつて、物理も化学も電気もみな協力して新しい発明ができてくるといふ新しい時代になつてきておるわけでありませうから、そういう変化に即応した態勢を、民間も国もとるべきだと思ひます。そういう新しい新しい風が大学に生まれることを私は非常に希望いたしております。私のこのうら希望は、茅さんやその他大学の関係者に常に申し上げております。

大学の方々も、その点はある程度御共鳴いただきまして、しかし、だんだんそれをやつていかなければ、なかなか変わるものではないと思ひます。そういう面では、共鳴していただいて、逐次改革はできていくものと思つております。

先ほどの科学技術庁の予算及び政策の重点につきましては、原田官房長から御説明申し上げませう。

○政府委員(原田久君) 予算について概略申し上げたいと思ひます。まず、三十五年度の科学技術振興予算の概要を申し上げますが、総額で二百五十二億四千万円でございます。その内訳を各省別に申し上げますと、総理府関係が三十二億、それから大蔵省関係が五億、文部省関係が三十三億、厚生省関係が七億、農林省関係が四十二億、通産省関係が四十億、運輸省関係が五億、郵政省関係が三億、建設省関係が二億七千万円、大体そういう配

分になつております。さらにその内訳は、研究助成費等で申し上げますと、百七十五億がそういった研究費及び助成費等でございます。それから原子力関係は七十七億という内訳になつております。それが科学技術振興費の内訳の概要でございます。

次に、科学技術庁関係の予算でございますが、総額百十三億八千万円でございます。それから債務負担行為が四十三億九千万円ほどでございます。このうちをさらに原子力の部と一般の部に分けまして申し上げますが、原子力の部が、現金の部で七十六億三千万円、債務負担行為が四十二億三千万円、それから一般の部が、三十七億五千万円、債務負担行為が一億一千万円、こういう内訳になつております。

○横川正市君 この問題と関係をして、私は宇宙科学の進行状況を新聞で拝見いたしました、ソ連とアメリカとの年次の将来的見取図というものは、大体七〇年から七一年にかけて、最終的には人間を乗せたロケット、これを月の表面に着陸させる試みを行なうやうでありますから、それを見ますとソ連の場合とアメリカの場合とでは、大体予定図で、三年から五年くらい大体違つております。その説明はいろいろ宇宙兵器の開発というものは、将来相当無限大に伸びていくのかもわからないし、それから人間の英知の到達するところとは、大体この辺かも知れないといふ一つの研究の到達する境界といふものを、今の人たちはそれぞれ幅を持たせて判断をいたしておるやうであります。私は先ほど長官の言つておるようなロケット兵器の開発に従つて、人間の生活その他に非常に大きな科学

の影響力を持たしめる、あるいは日本という国力をそのことによってさらに充実発展せしめる、こういう言葉上の問題では何か非常に大切なように思ふのであります。政策的にはこれは進んだ大國間のロケットの開発というのは、これはその国だけが保有するものではなくして、少なくともこれは地球全体の福祉のために、人類社会のために当然これは平等に利用するべき時代といふのがあつてしかるべきだ、輸出産業を振興するやうな格好で、いい品で安いから日本でも作らうじゃないかといふやうな簡単なものではないのじゃないか、ですから言いかえれば、こういうやうなロケットの開発とか製造とかという問題は、この際ある境界で、日本の場合には他國の結果をいろいろの意味で利用させてもらふということ、その点が一つの境界じゃないだらうか、開発のための境界じゃないだらうか、こうはく然と考えるわけなんです、技術庁としてはこのロケットの開発はもとより、たとえば第四の原子力を保有したフランスのように、日本も一つロケット兵器を他の國と肩を並べるまでに開発し保有したい、こういうことで進めていくのか、それとも他國の開発したものを利用するといふこと、まあある意味では、それがパテントの問題とか、あるいは秘密の問題とか、こういうことで究極日本でもこれはやらざるを得ないといふやうな問題が当然あると思ひますけれども、そういうものを克服して日本でも利用できる点を限界とする、こういうことくらいに程度にこれをどめておくつもりなのかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。それはその

関係としては、このロケットの予算が兵器開発のために非常に大きな役割を果たす、しかも兵器開発のためにロケットの持つ性能というものを私は考えたときには、これは非常に国境線とか、あるいは極東の範囲とかいつて論議をいたしておりますけれども、おそらくロケット兵器ということになれば、こういったものは全部おそろく問題外の地域に対する到達能力を持つておるわけでありまして、そういう関係からしますと、きわめてわれわれとしては危険視をする。ですから平和利用の関係で当面世界がその開発を行なつておるといふこと、合せてその大半の目的が軍事的、軍事的を持つておるわけでありまして、そういう軍事的を持つておるロケット開発という点から考へてみて、はたして日本のロケット開発というのは、限界を一体どの辺においてこれを行なうとするのか、この点われわれとしては非常に注目すべきことだと思つておりました、その点について一つお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日本のロケットやあるいは宇宙開発の軌道をどういう程度にしていこうかというところは、御審議いたしております宇宙開発審議会ができましたら、そこで学者の皆さん等が集まつていただいて、大綱をきめていただきたいと思います。私個人の意見もござりますが、それはまだ個人的な意見でございますから、この席では申し上げない方がよいと思ひまして、その審議の結果によつて、その通りわれわれはやっていくことがよいと思つております。ただ申し上げられますことは、いかな

る科学上の発明、発見にいたしましては、技術上の改善工夫にいたしましては、工業所有権、パテントというものは必ずついで参ります。それからもう一つは、ロケットの開発というものは軍がやつて参ります関係上、軍事機密というものは必ずついで参ります。これはアメリカのジュピターにしても、ソ連のいろいろなスプートニクにしてもあるわけですね。そういうベールに包まれておる以外のものであるものは、一見したところ、そう多くないように考えられますけれども、しかし、日本に關する限りは商業上、工業上のパテントは別にいたしまして、軍事的機密は、科学技術は全然やつておりません。また持つておりません。それで、これからこういうような宇宙通信とか、気象観測とか通信関係等の開発が非常に進んで参りますときに、日本がそういう研究を怠つておつて、外国のものを借り入れ、借りるということになりますと、これはある意味における技術的植民地になつてしまふ。これはわれわれの子孫に非常に大きな負担を負わせるという結果となります。従いまして、原子力についてもわれわれはそういう考へをもちまして、国産炉の開発、国産原子力技術の確立ということを目ざして十年、二十年の長期計画をもつて開発しようとしておるのがあります。十数年も外国におくれているものでありますから、そう一朝一夕に追いつけません。初めのうちは外国の技術を入れて、それを消化して、そうしてそれを次に克服し、国産技術を生もうという考へで進んでおるわけでございますが、ロケットのこの方面は、幸い

にも原子力ほど外国と日本との開きというものはございせん。従ひまして、燃料にいたしまして、エンジンの開発にいたしまして、あるいはエレクトロニクス、計測関係等におきまして、ちよつと力を入れますと、日本はかなり前進いたしまして、世界の国々と肩を並べていく段階には至れるという、それだけの技術能力を持つておる。なお、国民の潜在的な勢力と申しますものを、そのまゝ眠らせておくことは、民族のためにもやるべきことではないとわれわれは思ふのであります。従ひまして、軍事的目的でなく、具体的に申し上げますと、學術上の研究の推進をするため、あるいは氣象とか、通信というような将来の日本の民生の上にも非常に影響のある問題を開發していく等のためには、かなりお金をさして日本独自の國產技術、國產科學技術といふものを確立していくように、われわれは推進すべきものだと思つております。

○横川正市君 金のかさが、結果の大小に關係をするというふうに思ふのであります。大體技術庁としては、今説明をされました各省間の予算、それから技術庁の予算この予算の實際上の比率は、たとえば一線でこれらの問題を處理いたしております米ソ、あるいはそれに付随して検討いたしておりますフランス、イギリス、あるいはその後援を拜しております西ドイツ、イタリア、こういうような国と比べてみて、予算の大体五年なり十年なりの推移は、どの程度これを保有すれば目的を達すると、こういうことに、ほぼ推定した計画、予算計画を立てておられるのじゃないかと思ふが、その予算計

画を、私は今必ずしも情意的なものの考へ方でこれを律しようとするわけじゃありませんが、開發できれば、この点でわれわれの歡迎することでありまして、推進することには賛成をするわけでありまして、この点で心配なのは、やはりいづれの場合であつても軍事研究、軍事的目的がこの結論を導く上からの最大の要請なんだ、こういうふうに結びつけられることに對して、非常に迷惑に考へるわけでありまして、平和目的のためにこれが利用されることであるならば、われわれは惜みなく協力できるということは考へられるわけでありまして。

そこで、先般糸川さんがアメリカに行かれて、日米二國間の協力關係を設けてきたというところ、これは將來どういふ關係で協力を持続していくところになるのか。先般聞いたところでは、アメリカの助手が非常に高いから日本の一線の人を助手にすれば、安くしかもいろいろ便利だというふうな關係で、糸川さんが行かれたかどうかは別問題でありますけれども、この日米二國間の協力關係の設定というところが、はたして將來どういふふうになるのか、一部では非常に早過ぎたのじゃないかという批判も出ておるわけでありまして、私はその面からこの科學の平和利用のための問題として期待するところは大であるし、もし間違つてこのことを誤ることになりますと、それこそ後世にとんでもない結果というものが生まれてくるというふうには思われるわけでありまして、この点では長官と私は考へ方は違ふかも知れませんが、この点私たちは心配しております。

○國務大臣(中曾根康弘君) 科學技術の研究費は、民間のものを含めまして、アメリカが國民所得の二・七％、イギリスが一・九％、西ドイツが一・一％、日本が〇・八％、ちよつと〇・八％を欠けるくらいですが、大體〇・八％くらいです。で、アメリカやイギリスの國民所得は日本から比べれば非常に膨大でありますから、この二・七％といふものは絶対額は非常に低いわけでありまして、日本は國民所得全体が低い上に、その比率も非常に低いわけですから、絶対額の差といふものは非常に大きいわけでありまして、私ははせめてイギリス並みの比率まで持つていくたところでありまして、最近の趨勢を見ますと、民間研究の費用といふものはかなり増進しております。ここ数年來は飛躍的に民間の研究は進んで参つております。民間研究のこの傾向は非常に望ましいと思ひますが、われわれが國として出す費用も、それに負けないように今後努力していかなければならぬと思つております。

問題の將來の展望についても、合せて一つお答えいただきたいと思います。

それから第二に、日米協力關係の問題でございますが、これはあくまで平和利用を目的にいたしまして、學術上並びに技術上の開發を目的に進んで参りたいと思つております。コスパールといふ宇宙空間研究委員會が國際的にはございまして、ここに來るのは學術上の論文、情報でありまして、技術は入つていないわけでありまして、技術のおくれを取り返すということになると、大體今までの日米關係等から見ま

して、アメリカと提携するのが非常にわれわれにとつては有利であります、こう考へております。しかし、それには限度がありまして、やはり自主性、公開性等は貫いて参るつもりであります、また、第三国との協力関係の設定を排除するものでもございせん。宇宙開発は国際協力でいくというのがわれわれの考え方でありまして。

○横川正市君 科学技術庁に、放射線医学総合研究所支所というので百六十三人の人員をかかえた研究所があるわけでありまして、この研究所に關係して二、三御質問申し上げたいと思ひます。最近放射線医学研究所の中に廃棄物処理施設の設備を付属建物として建築されたやうであります。これの關係でちよつと問題がありますのは、この施設の建物を建築する会社として附け負わせたところは、荏原製作所KK、太田区の業者であります。實際にはこれは技術的な面あるいは予算の面、それから会社の優秀にもよるわけでありまして、大機工業KKとの間で入札によつてその諸負を決定されたのか、それともさうではなくて別ないろいろな条件というものを検討された上で、入札でない、以外の方法で指名をされたのか、その点をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は今すぐ調べましてお答え申し上げたいと思ひます。おそらく私の考へでは、入札でやつたんだらうと思ひますが、しかし、特にある会社は性能がいいというよりなことが自他ともに認められておるやうな場合で、ほかの会社は追隨できないやうなものを持つておる場合は、指名で行なわれるやうな場合も

ございまして。すぐ調べまして御返事いたします。

○横川正市君 あともつと調べてもらひ問題があるかもしれないから……。それから同じく三十万ポルトのエキスの線を装置を作られたのであります、これは東京放射線株式会社、これは場所は中央区の銀座であります、ここで指名されたのでありまして、一説にはこの会社はあまりこの方面ではメーカーとしては一流ではない。会社側にはどうも私は言ひにくい点でありますけれども、あまりその頭角を現わしたところではない。實際にこの三十万ポルトのエキスの線装置を設置した後、非常に機能が十分發揮できない。結果的にはこれは、性能が悪かつた、こういうことになると思ひのであります、そのほか各種研究に非常に支障を來たしておる、こういうことが言われておるのであります、この点は一流メーカーに請け負わればよかつたんじゃないかという意味にも通ずるわけでありまして、この点はどういふうになつておりますか。

それから三番目としては、三五ミリオンベータートロンというのです、入札指名の問題であります、発注したいきさつについてこれも一つ調べてもらひたいと思ひます。これは入札ではなくして東京放射線株式会社が一社指名で請け負わされておるやうでありまして、實際にはこれは、この種の設備をする会社が他に、しかも非常に能力ある会社があるにもかかわらず、東京放射線株式会社が一社へ指名された、こういう問題であります。

それから第四の問題は、これは最近

放射線医学総合研究所に医療協議会という外郭団体の協議会が作られた。その協議会の性格が、どういふ性格のものなのか。それから本年度初頭に発足したときに、相当他からの協力、いろいろな、これはおそらく物質の協力があつたんじゃないかと思ひますが、その協力されたそれらのものを協議会でどう使用されておるのか、こういう点について、非常に不明確だからという、こういう投書みたいなものであります、来ておるので、実は私ももらつた人の名前を明らかにすればいいのですが、私のところへ全然知らない人の方で調べてみて下さい。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は、だいたい前に私のところにも投書がございまして、おそらくその投書は、印刷機で書いてある投書でありますから、相当各方面にまかれた投書ではないかと思ひます。それでさつそく私の方で、放射線医学総合研究所を調べて監査をいたしました。その結果の報告がございまして、正確にあつて申し上げたいと思ひます。概括を申し上げますと、いろいろな機器の購入等につきましては、非違や不当なことはないうであります。いろいろなこまかいいきさつは、機械の性能その他のこともあり、また研究の中におきます研究進度の問題がありまして、一部使用しないということも実はあつたのです。それは各研究者間の、この研究まだやりたいからちよつと待てくれという、使用をある研究者は継続したために、ほかの研究者は使用できなかったと、模様がえしよと思つたが

もあつたのであります。それから医療協議会の問題は、私は直接、原本研究所長を呼びましていろいろ尋ねてみました。これは新しくあつてこゝへあつたものができたものでございまして、まあ協力団体を作らうと、さういふことで、長沼弘毅氏、前の大蔵次官を、またあの人を会長になりまして、さういふ協力、アドバイザー・グループみたいなものを作つたものであります。それで、ただその協議会を作るに ついては、若干費用も要るわけでありまして、寄付を求めてやつたことは事実あるやうでございまして。しかし、その寄付のお金を不正に使用したということはございせん。ただし、経理の内容その他につきましては、ほうつておくと、代がかつたり何かするといふと、不正事件がないとは限りませんので、その点はたしか財団法、監督を厳重にするように指示しておきました。こまかいことはあとで御報告申し上げます。

○横川正市君 私どもとしては、前段に戻りますが、宇宙科学を健全に軌道に乗せたいという点では、しろとながら、ある意味で期待するものを十分持つてゐるわけでありまして。ところが、いろいろまあ私が申し上げたやうな問題で、まだ十分と言えない点が非常にたくさんあるわけでありまして、ことに研究体制等確立する場合には、もつと頭腦の集中化といふことが、さういふことで積極化をはからなければならぬのではないかという点が非常に多いと思ひます。ことにまあおくれではないと言ひながら、私は相当おくれであるのじゃないかと思ひます。

よ、日本の場合には、今は積極的に、あなたが長官になられてからだいたい積極化してきたわけでありまして、なかなかのおくれを取り戻すのには、さう短期間では取り戻せないのじゃないか、さういふふりにも考へておられます、十分一つの点については、私たちの期待に沿うやうな内部機構とか、協力関係とか、さういふたものを改善される努力をしてみたい。

それからもう一つは、やはりこの種の研究というのは、私はいろんなものがあると思ひます。小さいのから言へば、復讐的な報復手段の考へ方の人、科学技術の振興を言う人もあるだらう。しかし、實際に言へば、これはやはり平和に利用する、あるいは社会の発展のために十分これを生かす、このことが主目的だと思ひのであります、この点については、さういふ、他からいささかもそしりを受けないやうな注意と対策を要しておきたいと思ひます。一応私は質問を終わります。

○辻政信君 簡単に二、三お伺ひします。この科学技術庁設置法の第三条を見ますと、「科学技術は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術に関する行政を総合的に推進する」といふことになっておる、この条文からいいますと、圈内における中曾根長官の地位といふものは、各省にまたがる科学技術の研究について、總理大臣の最高スタッフとして調整をする、さういふものと私は心得るのですが、現実には閣内において、防衛庁とか農林省とか、通産省のこの予算要求をチェックできる力を持つておられるかどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 科学技術

庁の権限には、予算調整権というところがあるが、大蔵省に各省が予算を要求する前に、科学技術庁が全部査定をいたします。そして一部を下げたり、こつちが重点だからもう少し金をふやすようにと、そういう助言をいたしまして、その助言の結果を大蔵省主計局に送付いたします。それを参考にして大蔵省が査定することになっております。それから原子力の関係につきましては、科学技術庁原子力局で一括して受け取りまして、それを各省庁に配賦することになっております。原子力の場合には、さらに強力な調整権を持つておるわけでありまして、それから今度は特別指定研究調整費というものをもちまして、年度の進行途中で新しい発明ができた、これに力を注ぎたいものが出てきたり、そういう場合に科学技術会議の検討を経て逐次補給してやる、あるいは新しく創設してやる、そういうことをやりまして、そういういろいろな機能を持ちまして努力をいたしておりますが、何しろまだ私は若僧でございますから発言力がございません。しかし、昨年、台風やその他のいろいろな問題につきましても、出しゃロクくらしいに出しゃばつて参りまして、ある程度実現できたと思っております。

○辻政信君 そりしますと、ただいま官房長がお話しになった今年度の二百五十二億のこの各省の配分を見ますと、どうも発言力の強い大臣がむしり取った感じがしてならない。現在の日本の科学技術のおくれたものを取り返して、さらに追い越すために私は二つの着眼があると思う。一つは十年間の

の面とか防衛面におきましては、これは基礎研究では間に合いませんから、すぐれた外国のペテントを思い切つて買う、これが第一の着眼であります。遠い将来のことを考えますと、学校教育に重点を置かなければならない。基礎科学の振興、そうしなければ文部省予算というものがもう少しふえなければならぬのではないかと、こういう感じもするのであります。この振興局の第八条を見ますと、今あなたがおっしゃったように、「関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積りの方針の調整」とありますから、一応予算編成の過程において調整なさつた御努力は、今御説明でわかりましたが、あなたに私特に期待をするのは、根本対策をしようという忘れないうちにしようという。たとえばミサイル研究、こういうものを取り上げてみると、これは基礎研究から始めてやつたのでは役に立たないから、外国のペテントを思い切つて買う。そしておくれを取り戻して、スタートを同じ点にしほらなければいけない。そうじゃなしに、中曾根長官に私は特にお願いするのは、あせらずに、五年、十年先の人間を作るのだと、すべては人間の間にできるのだと、人間が間に合ふぬから、今ペテントでもつてどうにかつづつを合わせおくれのだと、これが根本だろうと思ひます。そういう意味において、今年はいしやうがないが、来年は思い切つて文部省の基礎科学、各学校の試験用の費用の充実というところに、目を見えないけれども、はでじゃないけれども、ここにどうか重点を置いてもらいたい。

もう一つは、くどいほど毎回言つておるのですが、技術者に対する給与の優遇、極端に言えば、政府は何にもやらぬでいいから、技術者を思い切つて優遇することが、自然に科学技術の振興に關心を向けてくるのだ。この二つをしようという頭に入れておいてもらいたい、こう思うのです。その点について長官の御所信を承りたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 御意見には私も同感であります。ただ、二、三打ち明けて申し上げますと、ペテントの問題は、確におくれている部分にはその通りでありまして、原子力関係なんかは、そういうつもりでアメリカからの炉を入れ、あるいはイギリスからの炉を入れ、これを分解して日本の国産技術をそれを克服した上に作ろうと、こういう考えで今やつてい

る中であります。ようやくそれが実を結んで、来年六月には、国産一号炉、一万キロの炉がいよいよ動き出す。これは日本のメーカーが自分で設計した。そして燃料も三分の二は国産でやつたという炉であります。原子力関係はそこまで参りました。ロケットやそのほかの関係は、案外私は日本は進んでいゝる面があると思う。しかし兵器の関係は知りません。兵器はおそらく非常におくれていて、日本のものはおもちや程度のものだと思ひますが、しかし東大生産研でやつております宇宙開発用のロケットというものは、なかなか進んでおります。おそらく十年間の空白というものはあの部分についてはそのをを作るに思つております。大型のトロンクスやあるいは通信関係というものは相当進んでおりますから、パテ

ントを入れたり何かする部分はそうはない。兵器に関しては別でございますが、そのように思ひます。要は国産技術を確立するというのが中心でありまして、その場面々々によりまして、ペテントを入れる必要のあるものは勇敢に入れたらいいし、国産技術がここまでできてきているのだから、ペテントを入れたらその芽がふぶされてしまふ、そういうあんばいをとることが非常に大事だと思ひます。

それから第二に文部省関係の仕事に力を入れるということは全く同感でございますが、私もいろいろ考へてやつてみましたが、行き当たるところは、文部省関係とぶつかります。しかし、まことに遺憾であります。科学技術庁の権限は大学の教育の中には含まれないわけですから、そこでそういうことがありまして、科学技術会議というものを作りました。文部大臣、大蔵大臣、われわれも入りました。総理大臣が議長になって、みんなの意見で総合的にやろうというのを作つたわけでありまして、われわれが直接大学を援助しようとしても、実はできないので、科学技術会議を通じて、来年度は大学の基礎研究、教官の待遇改善、それから補助要員の充実、こういう問題に特に力を入れたいと考へます。私はしやうとでございまして、大学関係をいろいろやつてみますが、感ずること

は、日本の文部省系統の仕事というのは教育系統が中心で、どつちかといひますと、昔の文部省、明治時代の寺小屋からずっと続いてきたものですから、義務教育あるいは中等教育という

ような教育系統というものが中心で、そういう関係から日教組対策というのが大きな問題になってきているのです。が、研究開発という部分が新しい時代に追加されてくるべきだと思ひます。この部分は教育の方に力を奪われておつて案外閑却されておる。まことに素朴な考えですが、ほんとうなら文部省に外局で長官くらい置いて、研究開発庁とか、あるいは大学学術庁くらいのもので、大学における研究者の充実や予算のめんどうを見るというのが、最も時代に即した考へ方ではないかと思ひます。そういうことも含めまして科学技術会議を通じて努力をいたしたいと思つております。

それから第三番目の待遇の問題は全く同感でありまして、これは一生懸命努力いたします。

○辻政信君 もう一つ最後に、去年でありましたが、おとしでありましたが、防衛庁が誘導弾を買つてきましたね。あれはペテントを買つておりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) それはスイスから買ったエリコンじゃないですか。あれは防衛庁、通産省関係であります。私はよく存じませんが、調べてお答えいたします。

○辻政信君 そりうことは、あなたの方がよく意見を積極的に述べられて、あの誘導弾一つ買つてきても何にもならない。そうじゃなしに頭脳を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

う。弾を買うのじゃなしに、あの頭を買

術研究所というのがありますね。それがおそらく総理府の予算の半分以上を占めると思いますが、それに対して科学技術庁の長官としてはその研究内容についてある程度の発言力を持つておられますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 技術研究所の予算につきましては、調整の対象になっております。しかしあまり私は技術研究所の内容まで存じませんので、詳しいことは、もし必要とありますれば査定をいたしました者から御説明申し上げたいと思っております。

○辻政信君 進んでそこに入られて、いわゆる学校とか民間とかあるいは他の官庁でやっているものとダブっているものもかなりある。狭い張り張り争いで他の技術者を入れない、古さのこびりついた頭で研究しておりますから、あなたのような進んだ頭で、そこまで立ち至って総理大臣の最高の科学技術に対する補佐をするのだという立場から調整をしてもらいたい、こういう希望を持っております。

○委員長(中野文門君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。
速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

○委員長(中野文門君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。政府側から出席の方々は福田総理府総務長官、佐藤総理府総務副長官、大堀経済企画庁調整局長、斎藤通商産業事務官、以上の方々がおります。御質疑の

務官、以上の方々がおります。御質疑の事柄によってどうしてもダブるという傾向が相当強くなっております。この点は十分今後検討の余地があるかと考えております。

○山本伊三郎君 それでは私は総理府設置法の一部を改正する法律案のうち対外経済協力審議会について主として質問したいと思っております。その前に、この前の委員会でも辻委員並びに鶴岡委員から審議会全般の設置の状況について質問があったと思いますが、本日これに対する資料が配られたので、これについて総理府の一つ見解を聞いておきたいと思っております。実はこれを見ますと、相当膨大な審議会、調査会等がございます。いろいろなまた順を追ってお尋ねいたしますが、まず、この委員のメンバーの表が配られておりますが、一番兼職数の多い人は石坂泰三氏で、この人は経団連の会長さんでござい

ますが、十七も実は各種審議会、調査会に關係しておられます。かりに月一回これが会合があるとします、このお方は隔日以上に会議に出席しなければならぬということになると思いませんか。おかつ、この人は聞くところによると、相当社会的にも忙しいう方だと思えますが、はたしてそういうことが可能であるのかどうか、これは極端な例で、十七という兼職数で、この人が一番多いようでありますが、兼職数五以下の方が二千三百六十四人となっております。こういうことではたして審議会の本来の運営ができるかどうか、また現実によられていくのかどうか、この点を一つ御答弁を願いたいと思っております。

○政府委員(福田憲泰君) 御指摘の通りに相当兼任の方々が、石坂さん、その他あるわけでありまして、今行政管理局に依頼しまして、出欠の有無とか、そういうことをこまかく調べてもらう

ように連絡しておりますが、なかなか事柄によってどうしてもダブるという傾向が相当強くなっております。この点は十分今後検討の余地があるかと考えております。

○山本伊三郎君 今国会においても、内閣委員会で相当、審議会設置についての法律の改正法律案が出ておりますけれども、実際の審議をする場合、ただ制度だけ討議して、これはいいだろうということだけでやりつぱなしの状態になつていまして、委員の任命にいたしても、本会議でただ委員の氏名の発表があつて異議なしで、それが委嘱されている。こういうことで、実際にこの制度がうまく運営されているかどうか、私はこまかい査定たらしめるかどうか、私もはいませんが、やはり若干の費用が委員にはいっていると思ひ、そういうものが非常に軽率に取

り扱われている傾向があると思ひます。従つて、われわれとしてはもう少し内容の具体的なデータがほしいから、この委員が、はたしてこの各種審議会、調査会がうまく運営をしてお

るのかどうか。一説では、戦後、審議会、調査会によつて、いわゆる政治責任と申しますか、そういうものが、審議会の答申を経たのだから、大体この程度だというふうなことで、そこに逃げるような傾向が強いということは、これは一般国民の方の意見もございま

す。従つて、今度の二つの審議会が総理府から出されておりますが、はたしてこれが実際、皆さん政府の考へておるような運営が責任を持つてできるのかどうか、こういう点を一つお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(福田憲泰君) もちろん、

いろいろな御審議を願つて、調査会あるいは審議会ができた場合は、その設置の目的に沿つて最善を尽くしていくことは当然でございしますが、ただいま申し上げたように、兼任が多い、あるいは実際上いろいろな点で取り扱い上不適当があるのではないかと御指摘の点がありますが、それは十分この

行政管理局にも十分連絡しておる次第でございします。

○山本伊三郎君 これは行政管理局の意向を聞かなくちゃいけません。現在、総数で二百五十二の大体こういう審議会等の法律に基づくものがあるようでございますが、二百五十二というのは、もう実にはそれはわれわれとしては名前すら覚えられないようなものがたくさんあると思ひます。しかし個々に調べてみますと、おのおのやはり設置目的をちゃんとしておるのです。従つて

実際、その運用の実態そのものは、われわれ知らぬ限りは、これは批判できないのです。従つて、これはそういうことが可能であるかどうか知らないのでありますが、内閣委員会の権限であるかどうか知らんが、好むところの審議会がどういふ状態でやつておるのかというところの、われわれが参観と

いうわけでもないが、視察ができるかどうか、この点一つお聞きしておきたい。

○政府委員(福田憲泰君) この委員会といたしまして、必要と思われる資料提出その他は、当然私どもないし行政管理局その他の関係官庁が提出すべき義務がある。ただ調査会あるいは審議会では、場合によりましては非公開のものもございしますし、ものによつては

視察と申しますが、傍聴と申しますか、私その点については、いろいろ具体的に個々によつて違つて存するの

○山本伊三郎君 それではもう一つ具体的に聞いておきたいのですが、今度のいわゆる対外経済協力審議会でございますが、これについて、大体内閣総理大臣とか、大蔵大臣とか、そういうメンバーはわかつておるのですが、それ以外にどういふ人を政府は予定しておるのか。全然今そういう予定しておる人がないのか。

○政府委員(福田憲泰君) 御案内の通り、今御審議を願つておりますこの対外経済協力審議会は、十五名を大体内閣に考へております。総理大臣を会長として、関係の一番深い閣僚を中心とし、それに財界、その他学識経験というふうな構成であります。ただいまのところ、各省の大臣からも強い要望もあるわけでございますが、今のところ、大体内閣、通産、外務、経済企画庁、これはどうしても委員に就任していただく。その他農林でありますとか、科学技術庁、特に関係の深い方も

あるいは委員になつていただいて、他の行政の所管大臣は、その事柄に依り、必要に応じて出席して、委員としての発言を願う。そうしませんが、関係が多少みなあるものでございしますから、要望を全部いれますと、ほとんど閣議と同じになります。なるべく関係の深い閣僚に限定していきたいと考えております。あとは日銀でありますとか、あるいは金融の関係、あるいは財界の関係、あるいは学識の関係、こういう構成を考へております。

○辻政信君 今の山本委員の質問に關

連しまして、私がこの前の委員会でも要求した資料をいただきましたから、とりあえず気のついたところを二、三申し上げます。それは、福田長官の所管の中で、ずいぶんたくさん審議会があります、その資料の四ページ、総理府関係、これを見ていただきますと、中央災害救助対策協議会、地方災害救助対策協議会、都道府県災害救助対策協議会、これを見ると、これは少なくとも一本にまとまるのじゃないですか、メンバーはどうあろうとも、内容から見ると、それからその次のページを見ますと、東北開発とか、九州地方開発とか、これは国会議員の選挙対策だろーと思いますが、離島振興対策協議会、奄美群島復興審議会、奄美群島離島の一つじゃないか、多少条件は変わっているけれども、こういうものをなぜ一本にできないか。原子力委員会に、その次が放射線審議会というのがある。これも内容上、一本にできないのか。その次がまたひどい。台風常襲地帯対策審議会、こんなものは災害対策の方に入るのじゃないか。こう考えてくると、このめっちゃくちゃに無系統に出された審議会は、特に農林省関係がひどいのだが、あなたをふらして、権威のあるものになぜやらぬのか。福田長官に一つお聞きしたいことは、今の議題になっているこれはこれか審議いたしますが、あなたの所管の中で、あなたも御存じなようなものが出てくる、同じようなものを、これを今国会中に整理して、要らぬものを廃止するだけの決意をお持ちになるかどうか。それをまず承つてから、今提出された議案に入ります。

○政府委員(福田篤泰君) 御指摘の通り、ずいぶんたくさん総理府にあるわけでございますが、御承知の通り、法律に基づきまして設置せられたものでありますので、これを直ちに統合しあるいは整理することも、本来の目的から見て相当むずかしい点もあろうと存じます。しかし、本委員会におきまして前回もお答えしました通り、何とかもう少し簡素化して整理したいという基本方針は、私も今でも持つておりますので、これは検討させていただきます。

○辻政信君 私はあなたに言うのは、おそろくあなた御自身がこんなものは御存じないと思ふ、あまり数が多くて、まじめにこの内容を比較検討されて、要らぬものをチェックする、統合するということをこの国会中にやるか、やらぬかです。検討するじゃない。われわれは国民から責められて、怠慢だといわれる。いいかげんな審議会は、大した予算じゃないから通しておけというので、内閣委員会ではほとんど修正せずに通しておく、その結果、こうなったのです。一人で十七も兼任するなんて、全く有名無実です。これは行政責任の逃避以外にない。そうして国費の浪費だ。これまで私は感ずるのです。ほんとうにあなたが総務長官として、この委員会の空気が、政府に具申されて、今国会中に整理される意思があるかどうか、これをあらためて聞きます。それで終わります。

○政府委員(福田篤泰君) 御趣旨の点は、基本的に私も全く同感でございます。ただ、この国会中になし得るやいなや。この問題は、御存じの通り、所管としましては行政管理庁がやはり中心でありますので、行政管理庁ともさつて連絡いたしまして、いろいろな点について十分検討いたすことをはつきり申し上げます。

○山本伊三郎君 この問題については、もう二つほど聞きたいのです。一つは、このいわゆる対外経済協力審議会の委員のメンバーの予想でございますが、内閣総理大臣をはじめ閣僚が四人も入るようでございますが、民間からも相当入られますが、この選定される経緯ですね、どういう経緯で、閣議でどう決定されるのか。あるいはだれが具申するのか。その経緯をちょっと参考聞いておきたい。

○政府委員(福田篤泰君) 大体、今までの慣例から申しますと、一応関係の深い各省から候補者を、案を出してもらひまして、総理府で一応まとめまして、最後は、総理の決裁によりまして決定いたしたいと考えております。

○山本伊三郎君 それじゃもう一つ、この制度を、この審議会をこしらえる発議と申しますか、そういうものをまづきめられるのは、閣議ですか、どこですか。

○政府委員(福田篤泰君) これはやはり総理府が発議いたします。

○山本伊三郎君 それじゃこの問題に入りますが、この審議会については、いわゆる政治責任のある総理大臣を初め、閣僚が入っている。どういふ内容を審議されるか、大体そこに書いてあります。政治責任者が入った審議会、それできちんとしたものは総理大臣、時の政治責任者である内閣の首班の総理大臣がこれの議長をして、そうすると、普通他の審議会と相当形が、趣が違ふように思ふのです。ほかにもこういう点がありますけれども、この場合に総理大臣が議長をしてきまつたものは、これは明らかに閣議で決まらうと政府が考えても、閣議では総理大臣自身が出席してきめたものは、これは異議が言えないのじゃないかと思ふのですが、その政治上の責任はどうなるのですか。

○政府委員(福田篤泰君) 法律論は一応別々にいたしまして、実際問題として、やはり最後は閣議で決定しなければ政策の決定になりませんので、答申という形になります。おそろく閣議で不決あるいは修正されるというふうな場合もないとは言えませんが、これは総理が議長となつて責任をもつてやっています。以上は、政治責任はやはり議長である総理が負いますので、その場合に総理という立場から政治的責任を負うという考え方でござります。

○山本伊三郎君 対外経済協力の問題は、相当国際的に問題になると思ふ。従つて、私は本審議会の構成メンバーを見て考えるのは、今その法律上の問題は云々と言われましたけれども、実際問題としてどこできまつたものは、これは他の閣僚といえども異議が言えないと思ふ。私は常識的な考え方として、もしそれが間違ひであるとするれば、内閣総理大臣の責任を追及せざるを得ない。ここになるほど内閣総理大臣は審議会の議長として入っているけれども、しかし、一方内閣総理大臣としての責任を持った人が、きまつたものをいふこれは閣議でいかぬ、また閣議でよくつても国会でこれが問題になったときに、これは相当責任の追及

ということは出てくると思ふのですが、そういう点は検討されておるのかどうか、そういう点を一つお聞きしたい。

○政府委員(福田篤泰君) 審議会は、建前としてあくまでも案を答申する、参考に意見を出すという建前でありまして、その点は総理としては議長としてやつた場合に、閣議においてはいろいろな意見を聞き、案として答申するという場合は差しつかえないのではな

いかと思ふ。

○山本伊三郎君 私は大体この審議会、調査会を設置するという精神は、政府のそういうものが入るのではなくて、一般民間なり、その筋の権威者がその問題についてはいろいろ審議をして、それを政府に答申する、政府は政治責任者の立場から、この投資は必要であるかどうかという点を、私は政府の責任としてきめるというのが建前ではなからうかと思ふ。私は政府の、しかも内閣総理大臣は政府のその時の責任者なんです。その人が審議会の議長を務めてやるというものについては、私はまだ研究はしておりませんが、しかし、この点に異議があります。研究いたしまして、この問題について追及するといつたしまして、きよりはこの程度で一応置いておきます。

それで、次に具体的な内容に入つていきたいのですが、これは、今度質問するのは外務省並びに通産省の方が見えておるようでありまして、どの所管に属するか、問題によつて適当に御答弁を願ひたいと思ふのです。私がこれから質問するのは、内閣委員会としては適当であるかどうか知りませんが、

この審議会の必要性があるかどうかというところを知りたいので、その点まで冒頭に御了解を得ておきたいと思ひます。

まず現在海外投資なり、長期信用供与、あるいは技術協定で、私調べましても現実に投資をされている向きがございまして、現在日本がこの海外投資に出されておる、政府資金として、民間資金はちよつとわからぬと思ひますけれども、政府資金としてどれくらいあるか、この点一つ御答弁願ひたい。

○政府委員(福田憲泰君) 大体大ざっぱに申しまして、戦後今までの合計が六億ドル程度になっております。直接民間投資が約一億五千万ドル、輸出延べ払い金融の実行済みの残高が二億四千万ドル、その他の技術協力、その他は研修生の受け入れ千七百人、専門家の受け入れ百八十人、賠償負担であります。本年の一月現在二億ドル、合計六億六千万ドルという数字が出ております。なおこまかい点は関係省から答弁させます。

○山本伊三郎君 それでは現在投資された実情をちよつと知るために二、三の具体的な問題で質問したいのですが、一昨年だと記憶するのですが、ラオスの首都のヴィエンティアン市に対して水道施設で十億、日本の金で十億円ですが、投資されておると聞いておりますが、これはその建設状態は一体どうなっておるか。それからもう一つ、カンボジアに牧畜センターを作るといふことで、これまた約十五億円ほど技術協定なんかの形でやられたというところをちよつと聞いています。この進捗状態、そういう点はどうなっておりますか、これは現実に投資されたもの

がどう生きているかということを知りたいために聞いていますので、その点御回答願ひたい。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

○山本伊三郎君 それじゃ、これは関連性があるので、それは続けますけれども、できるやつをやつて下さい。学校の答案じゃないのですから。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起こし

○政府委員(大堀弘君) ただいま御質問のラオス、カンボジアの問題につきまして、具体的な問題でございまして、外務省、通産省の、折衝をしておりまして、お答え申し上げることができませんので、申しわけございません。一般的に申しましては、主として輸出入銀行が今日まで、対外経済協力に關する資金ソースとして一番大きなものでございまして、このルートによりまして大部分のものが行なわれているわけですが、それがそれ以外に、賠償に基づきまし

て実施いたしておりますもの、それから民間が輸出入銀行との協調融資の形でやっておりますもの、こういうルートが今日までのルートでございまして、

○山本伊三郎君 それじゃ、今のラオスとカンボジアのやつはあとでわかりますね。というのには、これは、ラオスのヴェンティアンはどういう気候か、私行ったことないのですが、十億円の水道施設というもののについては、これはちよつと疑問を持っています。これが水道設備用品の提供をしているのか、単なる技術を提供しているのか、そういう点が実は知りたいので、対外経済協力だといつて大きなことを言っているけれども、何だかそういうことでございまして、何だかそうは、今後の審議会の運営にも大きく影響してくると思ひますが、この点もあとで一つ御回答願ひたい。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて

○説明員(奥村輝之君) ただいま御質問の海外投資に対する条件でございまして、これは二つの面から考えなければならぬ問題であると思ひます。一つは、外国に対して外貨投資あるいは外貨融資をいたします場合の外貨面の条件でございまして、投資の方は、これは株式を持つとか、その他の、出資の形をとるわけですが、融資の方は、これは相当部分は延べ払い輸

出、物を出しまして、その代金の取り立てを猶予する。この期間は、商品によつて非常に違ふわけですが、五年ないし七年というものが通常の、多く行なわれている条件でござい

ます。それからもう一つの面は、これは国内におきまして円がどういふふうに関達されるかという問題でございまして、これは原則として、私どもは民間の資金で行なわれることが建前であると考えておりますが、なお、民間に資本蓄積が十分でございせん。従つて、日本輸出入銀行において融資をつける。その他、今後設立せられます対外経済協力審議会の方でめんどうを見ざる、こういうふうなことになるわけ

でございます。現在行なわれております日本輸出入銀行におきまして金融的援助、この条件は延べ払い輸出の場合でございまして、金利が最低は四分でございまして、それから投資の場合、これは最低が四分半程度でございまして、期間としましては、外国に対してどういふ条件で融資をするか、投資をするかというところを考慮いたしまして、五年ないし七年というふうな期間の融資が、輸出入銀行から相当部分行なわれているわけでございます。

○山本伊三郎君 この投資の場合、もちろん政府が指図するのですが、この

前、一昨年ですか、岸総理大臣が中近東を回られて、いろいろと海外投資について約束をされたようにも聞いておりますが、そういう場合には、たとえば輸銀に対してそういう指図をするのは、大蔵省か、あるいは外務省か、通産省か、そういうところがやられるのですか。そういう点……

○説明員(奥村輝之君) 輸出入銀行は、これは政府から出資を受け、政府関係の融資を受けて資金を運用しておる機関でございまして、融資の決定の責任は、輸出入銀行の総裁が独自の判断に基づいてするわけでございまして。その際に、先ほど申しました二つの面があるわけでございまして、対外的に貸すことを認めるかどうかというところの判断をまず政府は下すわけでございまして、それを参考にした上で、それを十分考慮に入れて、なおかつそれが不適当であるというときには、場合によつては輸出入銀行の総裁がこれを断ることがあるかもしれないわけでございます。しかし、あくまでも政府の考え方をよく考慮に入れまして適当な判断をし、融資を実施する、こういうことをやってきておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それでは問題の審議会の運用に入りますが、こういう海外投資あるいは長期信用でもいいのですが、こういう場合には、この対外経済協力審議会の議題としてなされるのですか、この点一つ。

○政府委員(福田憲泰君) 審議の内容につきましては、そういう具体的な問題は取り上げないで、あくまでも基本的な総合的な方針だけを審議の対象とするわけでありまして。

○山本伊三郎君 その点がちよつとわれわれ理解できないのですが、せつかくこういう有識者、權威者、しかも国の正責任者が入ったところで基本的なものと言われるのは、これは政府の責任でやるべき問題であるが、一体どういふ基本的な問題を討議されるのか、今後起こり得る可能性のあるこの種の問題について一つ例示をして、この審議会でたとえばこういふものをやるのだという点を一つ説明願いたいと思います。

○政府委員(福田篤泰君) 基本的な政策としてたゞいま諮問事項と申しますか、内容を私どもも今考えておる点は、第一には対外経済協力に関する国際的動向に対処するための基本方針、それから第二は対外経済協力に関する国際機関に対する基本方針、第三は地域別または国別の対外経済協力の基本政策、第四は対外経済協力、国内経済との調整に関する協力をする、大体四つが諮問事項の柱としてあるわけであります。

○山本伊三郎君 問題が大きいので、なかなか質問に具体的に入りにくい問題ですが、現在まあ低開発国の開発の問題が、各国とも問題になっておると思うんですが、この審議会の実際ささえないけれども動機は、いろいろ四つの問題をあげられましたが、どういふ今の国際経済の状態から見て、どういふ点でこの問題が今国会会期にかかられるようになったか、その点をまあ常識的に見て、国民がそれなら必要だという点を一つ指摘してもらいたい。

○政府委員(福田篤泰君) 御承知の通り、アメリカ、ソ連を中心としまして低開発国に対する援助、あるいは協

力、あるいは経済開発、こういう点が非常に大きな経済外交の重点となつてゐるわけでありまして、日本といつても、まあ低開発国、特に関係の深い東南アジアその他について、こういう強力な経済協力をして生活の民度を引き上げる。これは平和を確保する大きな条件ではないかと考えておるわけでありまして。御存じの通り、一昨年八月に対外経済協力懇談会というものがあつたわけでありまして。これが今まで取り扱つておつたのでありますが、内閣総理大臣の諮問機関としていろいろと活動しておりますが、これだけでは十分ではありませんので、今回は世界的な大勢から見ても、この際もつと総合的な、強力な審議会を作らうじゃないか、というわけで、この今まででありました懇談会を発展解消して、この審議会に切りかえたいと考えておる次第であります。

○山本伊三郎君 大体この提案理由の説明を見ましても、対外経済協力審議会といつても、対外協力だから、やはり資金の問題、投資の問題、こういう問題が重点になってくると思うんですが、幾ら体裁のいいことを言つても、わが国が金を出さずに協力だといつたって、それはだめだと思ひます。従つて、ここにもつていくと思ひます。従つて、将来の日本の国際経済、いわゆる貿易その他を見ましても必要であることは、われわれ認めておるのですが、相当まあ資金が今後出ていくと思ひます。それが日本の金融、あるいは経済に将来いい影響を及ぼすと思ひますが、その資金調達に政府は自信があるかどうか、この点一つ。

○山本伊三郎君 後進国の開発について相当日本も力を入れてきたといふことは、われわれとしてもある意味においては認めますけれども、これは新聞紙上とかその他の報道によつて、私個人が、相当アメリカのいふゆる何といひますが、強制的なものではないかと思ひますが、相当アメリカのサセツションと申しますか、そういう誘導があるやに聞いておる。というのには、日本はまだまだそういういふ実態上、いかに後進国といふことも、海外に投資するだけの私は豊富な財政力はないと思つてゐる。将来のことを考えてやつてゐることはわれわれはわかりますけれども、アメリカ対ソ連、二つのこの経済圏において、日本は一方の肩を持つてそういう

り方向に無理をしてそういう投資をされておる、海外投資をされておるかというのを言ひ人もあるんですが、私もそういう一つの考え方を持つてゐる。その点についてどうですか。

○政府委員(福田篤泰君) その点は、一昨年の八月からすでに懇談会が結成されておる、いろいろ力の許す限りやつてきておるわけでございます。アメリカのいわば誘導と申しますか、圧力というのか、そういう点でこれが審議会の形で現われてゐる、そういう点はないわけでありまして。日本独特の立場で当然なさねばならなかつた協力関係を、もつと強くしようという考え方であるわけでございます。

○山本伊三郎君 先ほどのまだ答弁者は見えませんが、まだですか。

○委員(中野文門君) まだです。

○山本伊三郎君 それでは問題をちよつと転換いたしますが、これは一般的な問題になります。戦後わが国は徐々に通商が復活してきておりますが、現在通商航海いづれでもいいですが、また協定でもないですが、そういう条約、協定を復活した、しかも最惠国待遇で復活しておる国は大体全部を羅列せよとはいひませんが、大体どういふふうになっておりますか、ちよつとお尋ねいたします。

○説明員(白幡友敬君) お答え申し上げます。この通商航海条約の締結というところは、戦後のわが国の非常に大きな問題であるわけでございますが、目下交渉中のものは方々にやつておりますが、通商航海条約の完全にできておるところは、ちよつと私記憶がございせんが、ありましてごく少数でござ

います。名前はちよつと承知しておりません。

○山本伊三郎君 大体私も聞いておるんですが、しかし欧州で、イギリス、フランスというような主たる国はできておらない。これは戦後の世界経済の構造は、そうイギリスとかフランスとか、そういうところだけではないと思ひますが、こういう主たる国との通商条約が締結されないという一番問題のガン、その点だけ簡単に一つ説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(白幡友敬君) お答え申し上げます。ガンと申しましても、まことに粗漏な答えになります。いろいろな点にあると思つております。たとえばいふゆる内閣待遇と申します、日本人、あるいは個人あるいは法人が相手の国に参りまして、そこで相手の国の人間と同じような地位を持つとかどうかというふうな問題とか、それからアジア地域の国で目下まだ交渉に入つておりませんが、いろいろ話し合ひをしておりますものの、入国の問題であるとかかなり広い範囲にわたつておりまして、なかなか話がつかないところがあるのでございます。

○山本伊三郎君 きょうは、実は私の期待する答弁が得られないので残念だと思ひます。従つて自後たくさんあるのですが、私もやはり質問するためには相当精力も使つておりますし、しかも、その効果のない質問をしたつてどうかと思ひますので、次にいたしたいと思ひますが、実は今答弁があつたのですが、私がただしておる考え方というものは、そういうものを聞き出そうと思つておらないのです。実は

もう一昨年、これは一昨年の五月だと思ひますが、スイスあるいはデンマーク、また豪州あたりでわが国の輸出を制限しております。いわゆる日貨排斥と申しますか、そこまできなくとも、相当の輸入の制限をしておる。これはいろいろと情報で聞きますと、やはり日本の戦前における商品のダンピングということが非常に問題にされております。イギリスにいたしましては、フランスにいたしましては、そういう懸念が外交上の問題としてはきれいなことを言っておりますけれども、その腹の底にはそういうものがあるということ、を、私は聞いておるのです。日本が貿易の自由化、為替の自由化ということ、を言われておりますが、それも一つのそういうねらいを持つておるかしりませんが、こういう對外経済協力審議会というものを作るといふことは、先ほど総務長官が基本的な四つの事項を言われましたが、まずそういうものを打開してもらいたい、これは日本の国民の一員として相当われわれとして考えておるところであります。実は日本の戦前から行方というものは、ことに繊維などにおきましては、低賃金で搾取といふことはやみませんから知りませんが、いわゆる低賃金で働いて、そうしてすでにイギリスなりフランスなりその他の国が持っている市場に対して食い入っていく。こういう貿易の仕方は、今後世界の平和貿易のこれはガンだと思ふのです。要するに有無相通じてやらなければ、安い商品とその市場にきりでもむように押し込んでいったって、日本の貿易の将来といふものはないと思ひます。おそろくそうい

うことは政府当局も気づかれていますと思ひますけれども、こういう点を私は對外経済協力審議会という総理大臣が議長としてやられるくらいいものを、出された以上は、そういうものを早くえぐって解決に向かつていただきたいと思ひます。少しでも援助をもらつたらいよいよ後進国の開発、これはもう大事です。しかし、大きな問題をかかえた政府としては、こういう点も十分考えていただきたいと思ひます。私はまだありますが、きよりはそういうことで、今度の内閣委員会での点についてもう少し追及したいと思ひますが、突然の私の質問であつたかしりませんが、内閣委員会を通じて、外務あるいは通産、そこらの方がおいでがあつたら、大体私の質問に答えていただけたらと思つたのですけれども、大体私の方の準備も足らなかつたからかもしれませんが、今日はこういう点で終わりますが、今後はそういう点でもう少し触れて、この総理府設置法の一部を改正する法律案に対して私の質問を続けたいと思ひます。以上であります。

○委員長(中野文門君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中野文門君) 速記を起こして。

他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後四時十九分散会

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、石炭産業会議設置法案(衆)

石炭産業会議設置法案
石炭産業会議設置法
(目的及び設置)

第一条 石炭産業の安定及び振興並びに炭鉱労働者の生活の安定に関する政府の諸施策の運営に資するため、総理府に、附屬機関として、石炭産業会議(以下「会議」といふ。)を置く。

(所掌事務)

第二条 会議は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

一 エネルギー政策の総合的見地からする石炭産業の安定及び振興に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関する事項

二 経済の変動が石炭産業に及ぼす悪影響を除去するために必要な応急的対策に関する事項

三 石炭産業に従事する労働者の生活の安定に関する事項

四 石炭産業から離職した労働者の生活の安定に関する事項

五 その他石炭産業の安定等に関する重要な事項

第三条 会議は、前項各号に掲げる事項に關し、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に答申し、かつ、必要に應じ、内閣総理大臣又は関係各大臣に対し、建議することができ

る。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣は、前項の規定による建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第三条 会議は、会長及び委員二十人以上をもつて組織する。

(会長)

第四条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員)

第五条 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 国会議員のうちから内閣総理大臣が任命する者 三人

二 通商産業大臣

三 労働大臣

四 経済企画庁長官

五 大蔵大臣

六 石炭産業の経済者を代表する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 二人

七 石炭産業に従事する労働者を代表する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 二人

八 石炭の消費者を代表する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 二人

九 炭鉱所在の地方公共団体を代表する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 二人

十 学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命する者 三人

以上 以内

2 会長は、第三条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の國務大臣を、委員として、臨時に會議に参加させることができる。

3 会長、委員及び臨時の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第六条 前条第一項第六号から第十号までに掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ

(専門調査員)

第七条 會議に、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以上を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門調査員は、非常勤とする。

(幹事)

第八条 會議に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、會議の所掌事務について、委員及び専門調査員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第九条 會議は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十條 會議の庶務は、内閣総理大臣官房において通商産業省石炭局の協力を得て処理する。

(委任規定)

第十一條 この法律に定めるもののほか、會議の組織及び運営その他會議に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

2 (総理府設置法の一部改正)
総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中字宙開究審議会の項の次に次のように加える。

石炭産業會議
石炭産業會議設置法（昭和三十五年法律第
号）
の規定によりその権限に属せしめられた事項を行な
うこと。

四月八日本委員会に左の案件を付託された。

一、建設省勤務の定員外職員（定員化に関する請願（第一六三五号）

一、軍人恩給の加算制復元に関する
請願（第一六三六号）（第一六六

○号) (第一六六一号) (第一六八七号) (第一六八八号) (第二七〇九号) (第一七二四号) (第一七四六号) (第一七四七号) (第一七四八号)

一、文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願（第一六四〇号）（第一六四一号）（第一六四二号）（第一六四三号）（第一六四四号）（第一六四五号）（第一六四六号）（第一六四七号）（第一六四八号）（第一六四九号）（第一六五〇号）（第一六六五号）（第一六六六号）（第一六七三号）（第一六七四号）（第一六七五号）（第一六七六号）（第一六七七号）（第一六七八号）（第

- 一、暫定手当の地域差撤廃等に関する請願（第一六五一号）
- 一、金し燕草年金等復活に関する請願（第一六六四号）
- 一、行政機関勤務の定員外職員の設定員化に関する請願（第一六八五号）（第一七一四号）
- 一、自治省設置反対に関する請願（第一六八六号）（第一七〇八号）（第一七三八号）（第一七三九号）
- 一、公務員の寒冷地手当に関する請願（第一七一一号）
- 一、昭和十八年以降師範学校卒業等の教育職員の俸給調整に関する請願（第一七二二号）
- 一、昭和三十三年四月一日以降在職中新制大学資格取得教育職員の俸給調整に関する請願（第一七三

一、旧満州国政府日系官吏在職期間を國家公務員共済組合法上の職員在職期間に通算するの請願（第一七四〇号）

第一六三五号 昭和三十五年三月二十五日受理
建設省勤務の定員外職員の定員化に關する請願

請願者 栃木県矢板市矢板一、五四二 相馬クラ外九十九名

紹介議員 相馬 助治君

建設省に勤務している臨時職員は、定員内職員と同じ職務内容と責任を分担し懸命に働いているが、身分保障がなく、その上労働条件が劣悪であるため職務に対する熱意を失なうおそれがあり工事の遂行にも影響があると思われるから、円満に仕事ができるよう、同省勤務の臨時職員の全員を定員化せられたいとの請願。

第一六三六号 昭和三十五年三月二十五日受理
軍人恩給の加算制復元に關する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野田町
会議長 橋田喜一郎
紹介議員 下村 定君
回にわたる恩給法の改正にもかかわ

應召者は、恩給受給権を持ちながら加算計算停止のため支給のまま放置されていたことは、はなはだししく不公平不均衡であるから、これら下級軍人のため、加算制を復活して公平な恩給受給の資格を与えるよう、早急にこれが法制化を図られたいとの請願。

第一六六〇号 昭和三十五年三月二十六日受理

軍人恩給の加算制復元に關する請願
請願者 滋賀県犬上郡甲良町議
會議長 上野忠一
紹介議員 下村 定君

第一六六一号 昭和三十五年三月二十六日受理

軍人恩給の加算制復元に關する請願
請願者 福島県双葉郡双葉町大字
澁川字西カノ四二
朝田貫一 外三百九十五

紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一六八七号 昭和三十五年三月二十八日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県滋賀郡堅田町護

会議員 日野七五良
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一六八八号 昭和三十五年三月二十八日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願

請願者
板木町下都賀郡都賀村
板木泉元軍閥係者擁護
連盟都賀村西部支部内
金子寛一郎

昨秋以来、自民党の首脳部及び復権議員協議会の有志から絶大なる援助を得て運動中であつたいわゆる赤紙応募者(失権者)に対する加算制復元の法制化

が、昭和三十六年度以降に見送られたことは、時局収拾のためのやむを得な

い政府の処置とはいはれないながら既往を顧みて誠に堪えがたいものがあるから、ぜひとも今国会において議員立法によりこれを実現せられたいとの請願。

第一七〇九号 昭和三十五年三月二十九日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県蒲生郡竜王町議会議長 森島正雄
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一七二四号 昭和三十五年三月三十日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 滋賀県大上郡農藝村議会議長 村岸喜十郎
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一七四六号 昭和三十五年三月三十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 茨城県下妻市大字下妻乙三六九ノ一 伊集院兼俊外千五百六十二名
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一七四七号 昭和三十五年三月三十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 和歌山市関戸高松三〇〇 二 楠山英太郎外二百五十三名
紹介議員 松村 秀逸君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一七二四号 昭和十五年三月三十日受理
軍人恩給の加算制復元に關する請願
請願者 滋賀県犬上郡農鄉村議

会議員 村岸善十郎
 紹介議員 下村 定君
 この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一七四六号 昭和三十五年三月三十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 茨城県下妻市大字下妻

乙三六九ノ一 伊集院
兼俊外千五百六十二名
紹介議員 郡 祐一君
この諸願の趣旨は、第一六三六号と同

第一七四七号 昭和三十五年三月三十一日受理
 軍人恩給の加算制復元に関する諸願
 じである。

請願者 和歌山市関戸高松三〇
二 楠山英太郎外二百
五十三名

紹介議員 松村 秀逸君

第一七四八号 昭和三十五年三月三十一日受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
(二通)
請願者 滋賀県栗太郡瀬田町議會議長 山本俊一外一名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第一六三六号と同じである。

第一六四〇号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市城東町 天野照夫

紹介議員 矢嶋 三義君
請願者らは、姫路城の復元工事の中心となつて働いてゐる現場の技能職員であるが、身分が定員外職員であるため、給与その他の面でいろいろの差別を受け低い賃金に苦しんでゐるから、これら定員外職員の切実な要求を入れて文化財保護委員会事務局の定員を現在の四百二十八名から五百八十一名に増員せられたいとの請願。

第一六四一号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 井口明治

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四二号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 井口明治

紹介議員 片岡 文重君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四三号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市城東町 北村一広

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四四号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県加西郡北条町 竹内義夫

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四五号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡那光町 竹内重夫

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 井岡勝二郎

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四三号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市城東町 北村一広

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四四号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県加西郡北条町 竹内義夫

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四五号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡那光町 竹内重夫

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四六号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡那光町 竹内重夫

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四七号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 福井政市

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四八号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県加西郡北条町 丸岡武夫

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 春江敏行

紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四七号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 福井政市

紹介議員 高田なほ子君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四八号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県加西郡北条町 丸岡武夫

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六四九号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 山下忠夫

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六五〇号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 山下忠夫

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六五〇号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 山下忠夫

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六五〇号 昭和三十五年三月二十五日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県揖保郡新宮町 山下忠夫

紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 祐保正信

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六六五号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市砥堀 南 兼次外一名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六六六号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県神崎郡神崎町 前田久雄外一名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七三号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県神崎郡神崎町 前田久雄外一名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七七号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市砥堀 森 下三之助外一名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七五号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市金屋町 伊藤勇

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七六号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 岸本清

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七四号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市砥堀 森 下三之助外一名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七五号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市金屋町 伊藤勇

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七六号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 岸本清

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七七号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市砥堀 森 下三之助外一名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七五号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市金屋町 伊藤勇

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七六号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県佐用郡三日月町 岸本清

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七七号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願
請願者 兵庫県姫路市砥堀 森 下三之助外一名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七八号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県加西郡北条町 高原本二
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六七九号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県佐用郡上月町 竹花仁志
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六八〇号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡大河内町 橋部隆敏
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六八一号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県神崎郡神崎町 広納一郎
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六八二号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 静岡県磐田郡竜洋町本 暫定手当の地域差撤廃等に関する請願

町九三三 小池功外四 百四十名
昭和三十二年四月給与法が改正になり、勤務地手当が撤廃され、今日まで、暫定手当として、支給地と最高支給地の差が十五パーセントのまま支給されているが、既に、地域による物価差も解消し、全般的に生計費が増大しているのだから、暫定手当の地域による差を撤廃し、全地域に対して現行の最高支給額を本俸に繰り入れるより、一般職の職員の給与に関する法律を改正せられたいとの請願。

第一六六四号 昭和三十五年三月二十八日受理
金し敷草年金等復活に関する請願

請願者 神奈川縣茅ヶ崎市東海 金し敷草の年金受給該当者の平均年令がすでに八十才に達しているため、これら該当者のうちから全国で毎日五名以上の死亡者がでており、数年後にはこれら生存者は皆無となる見込みであるから、金し敷草年金及び一時賜金を、これら該当者の生存中に支給できるように、これが復活をすみやかに図られたいとの請願。

第一六八四号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡新宮町 村上寛
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一七三二号 昭和三十五年三月三十一日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡新宮町 大野一三
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六五一号 昭和三十五年三月二十五日受理
暫定手当の地域差撤廃等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡竜洋町本 暫定手当の地域差撤廃等に関する請願

紹介議員 松永 忠二君
昭和三十二年四月給与法が改正になり、勤務地手当が撤廃され、今日まで、暫定手当として、支給地と最高支給地の差が十五パーセントのまま支給されているが、既に、地域による物価差も解消し、全般的に生計費が増大しているのだから、暫定手当の地域による差を撤廃し、全地域に対して現行の最高支給額を本俸に繰り入れるより、一般職の職員の給与に関する法律を改正せられたいとの請願。

第一六六四号 昭和三十五年三月二十八日受理
金し敷草年金等復活に関する請願

請願者 神奈川縣茅ヶ崎市東海 金し敷草の年金受給該当者の平均年令がすでに八十才に達しているため、これら該当者のうちから全国で毎日五名以上の死亡者がでており、数年後にはこれら生存者は皆無となる見込みであるから、金し敷草年金及び一時賜金を、これら該当者の生存中に支給できるように、これが復活をすみやかに図られたいとの請願。

第一六八四号 昭和三十五年三月二十八日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡新宮町 村上寛
紹介議員 矢嶋 三義君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一七三二号 昭和三十五年三月三十一日受理
文部省文化財保護委員会事務局勤務の定員外職員の定員化に関する請願

請願者 兵庫県揖保郡新宮町 大野一三
紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一六四〇号と同じである。

第一六五一号 昭和三十五年三月二十五日受理
暫定手当の地域差撤廃等に関する請願

請願者 静岡県磐田郡竜洋町本 暫定手当の地域差撤廃等に関する請願

紹介議員 佐多 忠隆君
昭和二十四年五月に「行政機関職員定員法」が制定され、職員の定数が規制されたが、この定数は業務の実態を無視し、単なる政治的配慮によつてなされたため、規制された定数だけでは業務の遂行に支障をきたすところから必然的に定員外職員を生む結果となつた。これら定員外の職員は相当長期にわたる継続勤務しており、仕事の内容及び職務の形態は定員内職員とならざるを得ないにもかかわらず、定員外職員の名のもとにきつめて不安定な身分のまま放置され、給与や労働条件に多くの差別的な扱いを受けている。こうした実態はよりよく一昨年の通常国会にとりあげられ、その後部分的な定員法の改正をみたのであるが、なお相当の人員が未解決のまま放置されている実情にあるから、すみやかにこれら定員外職員の全員を定員化するよう行政機関職員定員法の一部を改正せられたいとの請願。

第一七二四号 昭和三十五年三月二十九日受理
行政機関勤務の定員外職員の定員化に関する請願（六通）

請願者 鹿児島市山下町一二七 佐藤光代外五名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一六八六号 昭和三十五年三月二十八日受理
自治省設置反対に関する請願（二通）

請願者 鹿児島市山下町一 東郷将外一名
紹介議員 豊瀬 慎一君
政府は第三十四回通常国会に自治庁を自治省に昇格する法案を提出しようとしているが、地方自治は民主政治の基盤として、憲法の定めるところに従い、住民の意志のもとに住民の福祉の向上を目的として運営されるべきであるにもかかわらず、最近の地方自治の現状は、制度的にも財政的にもいくたびか改悪され、教育委員会の公選制廃止、東京都特別区長の任命制実施、町村合併の強制促進、地方財政再建促進法の制定、首都圏案、道州制案等枚挙にいとまのない実情で、このような一連の進捗を背景として、監督官庁である自治庁の権限を増強することは、政府の指揮統制下に地方自治体を完全に縛るものであるから、国会はこれに反対せられたいとの請願。

第一七〇八号 昭和三十五年三月二十九日受理
自治省設置反対に関する請願

請願者 新潟県川岸町一丁目 高橋保外十九名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一七三八号 昭和三十五年三月三十一日受理
自治省設置反対に関する請願

請願者 石川県金沢市仙石町石川縣教職員組合内 吉村栄
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一七三九号 昭和三十五年三月三十一日受理
自治省設置反対に関する請願（二通）

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

自治省設置反対に関する請願

請願者 福井市御本丸一福井県

町職員組合連合会内

酒井明外一名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一六八六号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十五年三月二

十九日受理

公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 秋田市西根小屋上町一

三秋田市教職員組合内

武田博治

紹介議員 千葉千代世君

昭和二十四年法律第二百号による寒冷

地手当の支給額は、本俸の月額と扶養

手当の月額との合計額の八割を最高額

とする範囲内で支給されているが、現

実の生計費の増加を補てんするには不

十分の状態にあり、新炭費も逐次値上

げをみているから、公務員の生活実態

を考慮して、寒冷地手当の増額（現行

五級地の八割を十割とする）を今次国

会において実現せられたいとの請願。

第一七一二号 昭和三十五年三月二

十九日受理

昭和十八年以降師範学校卒業等の教育

職員の俸給調整に関する請願

請願者 山形市東原町三四四

篠田政雄外千四百十四

名

紹介議員 千葉千代世君

第二十五回臨時国会において、一般職

の職員の給与に関する法律の一部が改

正され、高等学校教職員級別俸給表

又は小中学校教職員級別俸給表の適

用を受ける教職員のうち、高学歴者の俸

給調整が行なわれ、中教免取得者等も

是正の対象となつたが、例えば青年師

範卒業者のうち免許取得の申請を行な

わなかつた者に対しては、単に実免を

所持していなかつたという理由で、こ

の対象から除外されるという不合理を

生じているから、昭和十八年以降の師

範学校卒業者及び昭和十九年以降の青

年師範学校卒業者（実免取得者を除

く）並びに師範学校専攻科卒業者で、

高、中、小学校及び、幼稚園、盲学

校、ろう学校、養護学校等に勤務する

教育職員に対して俸給調整を行なわれ

たいとの請願。

第一七一三号 昭和三十五年三月二

十九日受理

昭和三十三年四月一日以降在職中新制

大学資格取得教育職員の俸給調整に関

する請願

請願者 山形県東田川郡立川町

大字狩川 高橋信吉外

十七名

紹介議員 千葉千代世君

第二十五回臨時国会における給与法一

部改正に伴なう学歴調整は、昭和三十

二年三月三十一日実施されたが、この

俸給調整は一回限りであつたため、そ

の後在職中新大資格取得者について

は、今日までなら改善の措置がとら

れず、極めて不均衡を生じているか

ら、昭和三十三年四月一日以降の在職

中の新制大学資格取得教育職員で、高

等学校、中学校、小学校、幼稚園、も

う学校、ろう学校、養護学校に勤務し

ている者に対して俸給調整を行なわれ

たいとの請願。

第一七四〇号 昭和三十五年三月三

十一日受理

旧満洲国政府日系官吏在職期間を国家

公務員共済組合法上の職員在職期間に

通算するの請願

請願者 北海道網走市南九条西

三ノ九 高坂邦勝

紹介議員 田中 一君

国家公務員共済組合法によると、かつ

ての満洲国政府から招へいされて内地

官署職員から外国政府職員となり、そ

の後帰国して内地官署に再び勤務した

者には、一定の条件の下でその在職期

間を通算することを規定しているが、

初めから旧満洲国政府職員として勤務

していた職員に対しては満洲における

在職期間の通算を認めず単に現在の恩

給法の延長のごとくに取扱いされてい

る。これでは社会保障制度本来の主旨

に反する差別的措置であり、まことに

遺憾にたえないから、これらの旧満洲

国政府職員に対してもその在職期間を

国家公務員共済組合法上の職員在職期

間として通算するよう格段の配慮をせ

られたいとの請願。

昭和三十五年四月十六日印刷

昭和三十五年四月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局